

# World Trend Foresight

気候変動レポート Vol.12

2025年10月

## 議長国ブラジルがリードする COP30—野心から実行へ向けたガバナンス転換の挑戦

2025年11月、アマゾン川河口に位置するブラジル北部の都市ベレンで、30回目の国連気候変動枠組条約締結国会議（UNFCCC COP、以下 COP）が開催される。COP が首都以外の都市で開催されること自体も珍しく、宿泊地不足などの課題も抱えながら、アマゾン川河口に位置する都市であえて開催するのは、議長国ブラジルの強い意志を反映したものである。国際的には、米国のパリ協定離脱表明後、初めて開催される COP になるため、気候変動に向けた国際協調が後退する懸念も聞こえる。一方で、議長国ブラジルを中心に、新たなグローバルガバナンス構築を志向する取り組みにも注目が集まり、これまでの COP にない議論も想定されている。

そこで本稿では、COP29 以降の状況を概観した後に、COP30 で想定される議論の論点を整理する。その上で議長国ブラジルが仕掛ける新たなグローバルガバナンスの仕組みを紹介した上で、COP30 が気候変動対策の新たな国際協調への転換点となる可能性に注目しながら、日本企業にとってのインプリケーションを示したい。

### 1. Setting the Scene: 大きく変化した COP29 後からの状況

#### (1) 2025年9月の国連総会に見る混沌

2025年9月にニューヨークで開催された国連総会は、異様な雰囲気であった。冒頭に演説したブラジルのルーラ大統領は、「ベレンでの COP30 は真実の COP になる」と述べ、世界のリーダーの地球に対する真剣なコミットメントを見せるべきだと呼びかけた<sup>1</sup>。一方、続いて演説を行った米国のトランプ大統領は、気候変動は「人類最大の詐欺（Greatest con job ever perpetrated on the world）」と言い放ち、積み重ねられてきた科学的知見を真向から否定してみせた<sup>2</sup>。これまで気候変動分野の議論で世界をリードしてきた EU は、国連総会までの新たな NDC 提出もしくは目標表明を目指していたが、EU 加盟国内の合意形成が難航し、2035年までに 66～82% という幅付きの削減目標を「意思声明（Statement of Intent）」として表明するにとどまった。

こうした中で注目を集めたのは中国である。習近平国家主席は、国連総会に合わせて開催された気候リーダーサミットでオンライン演説を行い、「ピーク年に比べて、2035年までに 7～10%削減」という総量削減の目標を表明した。これまでの中国の目標設定は、炭素強度（GDP あたりの CO<sub>2</sub> 排出量）を指標としており、国全体の排出量の具体的な削減を目標としたのは初めてであった。この目標自体は 1.5°C 目標達成のためには不十分と評価されているが、中国は国際公約を控えめにしがちであることもあり、この目標表明自体は前向きに受け止める向きが多かったように思う。

<sup>1</sup> COP30 Brazil ホームページ（2025年9月24日記事）”At the United Nations General Assembly, President Lula Declares COP30 Will Be “the COP of Truth””（2025年10月15日アクセス）

<sup>2</sup> IPCC が 2021 年に発表した第 6 次評価報告書は「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明記している。

そもそも 2025 年 11 月にブラジルで開催される 30 回目の COP30 では、それまでに提出された NDC (Nationally Determined Contribution: 国が定める貢献) に基づき、主に 2035 年に向けた GHG 削減の見通しや目標の強化が話し合われると見込まれていた。しかし、当初締切とされた 2025 年 2 月までに NDC を提出したのは、議長国ブラジルや米国、英国、そして日本など 21 カ国にとどまっていた<sup>3</sup>。

その後、質の高い計画を提出することが優先事項であるとされ、9 月末の国連総会までの提出が求められたものの、本稿執筆時点では 59 カ国が提出したが、残り 134 カ国の提出が待たれている。また、提出された NDC も気温上昇を 1.5°C 未満に抑えるためには十分ではないと評価されている国が多い(図表 1)。

図表 1 NDC 提出の最新状況(主要国のみ)

提出(1.5°C目標に整合)	提出(1.5°C目標に不整合)	未提出
英国、ノルウェー	オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エチオピア、日本、ケニア、モロッコ、ネパール、ニュージーランド、ナイジェリア、ロシア、シンガポール、スイス、UAE、米国	中国、コスタリカ、エジプト、EU、インド、インドネシア、イラン、メキシコ、ペルー、フィリピン、サウジアラビア、南アフリカ、韓国、タイ、トルコ、ベトナム

(出所) Climate Action Tracker ウェブサイト(2025 年 10 月 15 日最終アクセス)

## (2) 国際協調による着実な行動に注力する議長国ブラジル

こうした状況下でも、COP30 を意義あるものにし、多国間協調の下で気候変動対策を前進させようと努力をしているのが議長国ブラジルである。

もともとブラジルは、地球環境問題において国際的なリーダーシップを発揮してきた国である。1992 年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(いわゆる地球サミット)はその最たるもので、気候変動枠組条約はこの時採択されたものである。同時に、生物多様性条約と砂漠化条約も採択され、この 3 つの国際条約はリオ環境 3 条約と言われる。

しかし、2019 年から 2022 年 12 月末までのボルソナロー政権下では、アマゾンの森林保全など、環境政策における後退があり、ブラジルの国際的な評価を低下させた。こうしたこともあり、2023 年からの第 2 期ルーラ政権は気候変動対策を重視する姿勢を鮮明にし、2023 年の COP28 で COP30 のブラジル開催を表明し、その後 2024 年 11 月の G20 首脳会合、2025 年 7 月の BRICS 会合などでも、気候変動問題を主要なアジェンダの 1 つとして取り上げてきた。

こうした国際協調を重視するブラジルの姿勢がよく現れているのが、「Mutirão(ムティラン)」というスローガンである。ムティランは、ブラジルの先住民トゥピー・ゲアラニー族の言葉で「助け合い」を意味する<sup>4</sup>。つまり、地球規模課題を解決するために協働を呼び掛けているわけである。

COP30 の議長を務めるベテラン外交官アンドレ・コヘア・ド・ラーゴ氏は、「議長からの手紙」と題して、継続的にメッセージを発信している。5 番目に発出された「手紙」では、「気候アクションを人間から始めて、人間で終わらせ

<sup>3</sup> PwC Intelligence (2025 年 3 月)「気候変動レポート Vol.6: 米国のパリ協定離脱と NDC3.0 の提出状況 - 不透明感漂う中での国際協定の行方 -」

<sup>4</sup> 子安昭子「気候変動という地球規模課題をムティラン(mutirão)で—COP 開催国ブラジルの挑戦—」(ブラジル特報 2025 年 9 月号)

ることを確認しよう」との呼びかけ、女性や若者など社会的な弱者との連帯を呼び掛けている<sup>5</sup>。これは、近年のビジネスにおける人権重視の動きとも重なるものと言える。

また7番目の手紙では、民間セクターのリーダーシップへの期待を述べている<sup>6</sup>。これは、COP30における具体的な行動の重視を反映したものである。ブラジルは、具体的な行動、特に民間セクターの参画を促すため、6つのテーマ軸に沿って、30の達成目標を定めた「アクションアジェンダ」を設定している(図表2)。例えば、再エネ3倍化・エネルギー効率改善の2倍化など、過去のCOPでは多くのイニシアティブが合意されており、これが埋もれてしまわないように、既存のコミットメントの実施を優先しつつ、関連するイニシアティブ間で連携を図り、着実な実行と加速を促すものである。

図表2 COP30における Action Agenda と 30 の達成目標



(出所)COP30 Brazil ホームページ

## 2. COP30 で想定される主要な交渉アジェンダ

このように議長国ブラジルによる仕掛けが多数用意された COP30 であるが、これまで積み上げてきた COP の国際交渉の流れの中で見ていくべきものも多い。1つ目は、2024年のCOP29において、2035年までに公的資金で3,000億米ドル/年、民間資金も動員して1.3兆米ドル/年を目指すことが合意された気候資金の議論である。2つ目は「適応」である。これは、パリ協定で規定された「適応に関する世界全体の目標(Global Goal on Adaptation: GGA)」の議論が進み、今回のCOP30で目標に対する進捗を測る指標が決定する見込みである。3点目は、民間企業にも関心が高い国際的なカーボン市場についての議論のうち、実装に向けて積み残しになっていくつかの論点についての議論である。以下、順番に解説する。

<sup>5</sup> COP30 Brazil ホームページ「Fifth Letter from the Presidency」(2025年10月15日アクセス)

<sup>6</sup> COP30 Brazil ホームページ「Seventh Letter from the Presidency」(2025年10月15日アクセス)

## (1) 資金

途上国の気候変動対策に必要な資金については、COP29 の決定の具体化・実装化のために、“Baku to Belém Roadmap to 1.3T”の合意が目指されている。

図表 3 は、気候ファイナンスに関する独立ハイレベル専門家グループ(IHLEG)が推計した必要な資金の推計である。IHLEG は、2035 年における中国以外の新興・途上国の気候変動対策の必要額を、年間 2.44 兆米ドルと見積り、そのうちの1兆米ドルを先進国から途上国への外部資金で賄うとしている。途上国側でも公的・民間資金合わせて 1.44 兆米ドルの動員が見込まれている点も理解しておく必要がある。

また、外部資金のうち、民間資金に大きな期待が寄せられているのは、緩和、特にエネルギー転換である。IHLEG のレポートでは、エネルギー転換に必要な資金は、中国を除く新興・途上国だけで約 1.6 兆ドルとされ、そのうち約 350 億米ドルが国内の民間資金、約 450 億米ドルが国際民間資金で賄われるとされている。

図表 3 気候変動対策に必要な資金(10 億米ドル)

		2035 年	増分	増加倍率
国内資金 1,440	公的資金	800-900	500-600	× 2.7-3
	民間資金	550-630	440-540	× 5-7
外部資金 1,000	民間資金	450-550	420-500	× 15-18
	国際開発金融機関	240-300	160-220	× 3-3.8
	二国間金融	80-100	40-60	× 2-2.5
	南南協力	30-50	10-30	× 1.5-2.5
	その他コンセッション金融	140-160	130-150	× 14-16

(出所) Grantham Research Institute on Climate Change and the Environment, London School of Economics and Political Science(2024). Raising Ambition and Accelerating Delivery of Climate Finance より筆者作成

これは、日本を含めた民間セクターにとって大きな投資機会であると言えるが、実現に向けては、国際協調の揺らぎと、金融における制度や技術面の課題も多く、予断を許さない状況である。

まず 2024 年 11 月の COP29 時に米国はバイデン政権下であったが、その後 2025 年 1 月にトランプ氏が大統領に就任すると、パリ協定を離脱するとともに、米国の海外援助機関である USAID の資金凍結と組織再編を指示した<sup>7</sup>。米国の拠出が削減されると、全世界の気候変動対策に関する拠出のおよそ 1 割が失われることになると試算されている。また、これまで気候変動対策に積極的であった欧州諸国も、米国の要請で防衛費を増加させていることが、国際的な気候対策資金を拠出する余裕を失わせている。

一方、議長国ブラジルは上記のロードマップの下、包摂的で透明性が高い参加型の議論を志向したワークプラン<sup>8</sup>に基づき、「財務大臣サークル」を設立し、35 カ国からの参加を得て準備を進めてきた<sup>9</sup>。2025 年 6 月にはオ

<sup>7</sup> Carbon Brief(2025 年 3 月 10 日)“[Analysis: Nearly a tenth of global climate finance threatened by Trump aid cuts](#)” (2025 年 10 月 15 日アクセス)

<sup>8</sup> UNFCCC(2025 年 5 月 13 日)“[Baku to Belém Roadmap to 1.3T/2025/Workplan/1](#)” (2025 年 10 月 15 日アクセス)

<sup>9</sup> COP30 Brazil ホームページ“[Circle of Finance Ministers](#)” (2025 年 10 月 15 日アクセス)

オープンコンサルテーションを実施し、資金拡大のための課題と方向性を議論した<sup>10</sup>。挙げられた課題の中で重要と思われるのは、以下の3点である。

第一に、資金の用途として、緩和だけではなく適応とのバランスが必要とされ、適応資金を3倍化するという目標感が示された。第二に、民間資金動員のためには革新的な金融手法が必要とされ、ブレンデッドファイナンスを前提とし、グリーンボンドやカーボン市場、債務スワップなどが例示されている。第三に、資金に基づく対策の実施にあたっては、進捗管理や成果測定のための透明性や説明責任の枠組み構築が必要とされた。

一方で、民間投資側からは、気候変動対策への資金抛出の意向を示しつつも、投資の実行には障壁が存在するとして、政府や国際機関との協働による改善を呼びかけている。機関投資家の団体である国連責任投資原則(Principles for Responsible Investment: PRI)がまとめたレポート<sup>11</sup>によれば、データの隔たり・非対称性、ビジネスモデル、多国間開発銀行(MDBs)や開発金融機関(DFIs)のビジネスモデルおよび使命、銀行が融資可能な案件のパイプラインを強化し、それらへの認知を高める必要性、サステナブルファイナンスやより広範な経済政策の枠組みにおけるギャップや断片化などが指摘されている。加えて、課題として、十分に標準化されていないブレンデッドファイナンス手法や新興国・途上国向け金融に関する金融機関およびエコシステム全体での知識不足や組織能力なども挙げられている。

なお、個別具体的な資金スキームとしては、森林(特に熱帯林)を保全するために、ブラジルが設立を働きかけてきた Tropical Forest Forever Facility(TFFF)がある。TFFFは、「森林を減少させることなく、森林として保全すること」の価値に対して、その保全費用と支払うものである。最大1,250億米ドルの資金調達を目指し、運用益から年間40億米ドルを森林保全国に分配する予定である。2025年9月にブラジルは率先して、10億米ドルを抛出することを表明し、COP30での正式な立ち上げを目指している<sup>12</sup>。

## (2) 適応

適応については近年、2015年のパリ協定で規定されたGGAの実現のための議論が行われてきた。特に近年は、気温上昇がすでに1.5°Cを上回り、世界各地で豪雨や洪水被害などが多発している中で、いよいよ対策を実行に移す機運が高まっている。また、気候変動の悪影響に適応できる範囲を超えて発生する「損失と損害(Loss & Damage)」も大きなテーマになっている。

先述のIHLEGのレポートでも、適応・レジリエンスおよび損失と損害、それぞれで2,500億米ドルが必要と試算されている。また、“Baku to Belém Roadmap to 1.3T”の中でも、適応資金を特出し、3倍化などの具体的な目標が決まる可能性がある。

しかし、資金抛出の上で障害になっているのが、オープンコンサルテーションでも課題として挙がっていた「進捗管理や成果測定のための透明性や説明責任の枠組み構築」である。これに呼応した取り組みが、GGAと、その目標に対する進捗を測る指標の設定である。これにより、資金の抛出先の決定や評価がシステムティックに行えるようになる可能性がある。

指標は、2023年にUAE・ドバイのCOP28で採択された「グローバルな気候レジリエンスのためのUAEフレームワーク」において設定された分野別ターゲットに沿ったものになると言われている(図表4)。COP28では、2025年のCOP30をブラジルがホストすることに決まったことを受けて、「指標に関するUAEベレン作業計画」が検討されることも決まり、2年間の作業を経て、いよいよ指標が具体化されることが期待されている。

<sup>10</sup> UNFCCC(2025年8月6日)“[Baku to Belém Roadmap to 1.3T/2025/HLSummary/3](#)”(2025年10月15日アクセス)

<sup>11</sup> PRI(2025)“[Policy Briefing: A NEW CLIMATE FINANCE GOAL: BAKU TO BELEM ROADMAP TO US\\$1.3 TRILLION – KEY RELEVANT THEMES FOR INVESTORS](#)”(2025年10月15日アクセス)

<sup>12</sup> COP30 Brazil ホームページ“[Lula Announces \\$1 Billion Contribution to the Tropical Forests Forever Fund: “Brazil Will Lead by Example”](#)”(2025年10月15日アクセス)

図表 4 UAE フレームワーク:分野別ターゲット

(a) 気候変動による水不足を大幅に削減し、水関連災害へのレジリエンス(強靱性)を高めることで、気候変動に強い水供給、気候変動に強い衛生環境、そしてすべての人が安全で手頃な飲料水にアクセスできるようにすること。
(b) 気候変動に強い食料および農業の生産・供給・流通を実現し、持続可能かつ再生型の生産を増やすとともに、すべての人が十分な食料と栄養に公平にアクセスできるようにすること。
(c) 気候変動に関連する健康への影響に対するレジリエンス(強靱性)を高め、気候変動に強い医療サービスを推進し、特に最も脆弱なコミュニティにおいて、気候変動による罹患率や死亡率を大幅に減少させること。
(d) 生態系や生物多様性への気候変動の影響を減らし、生態系ベースの適応策や自然ベースの解決策の活用を加速すること。これには、陸域、内陸水域、山岳、海洋、沿岸の生態系の管理、強化、修復、保全および保護が含まれる。
(e) インフラや人間の居住地の気候変動へのレジリエンス(強靱性)を高め、すべての人に基本的かつ継続的な重要サービスを確保し、インフラや居住地への気候変動による影響を最小限に抑えること。
(f) 気候変動が貧困撲滅や生計に及ぼす悪影響を大幅に減らすこと。特に、すべての人に適応型の社会的保護措置の活用を促進することによって達成すること。
(g) 気候関連リスクの影響から文化遺産を守るために、文化的慣習や遺産地を保存するための適応戦略を策定し、伝統的知識、先住民の知識、地域の知識体系に基づいて気候変動に強いインフラを設計すること。

(出所)Glasgow-Sharm el-Sheikh work programme on the global goal on adaptation referred to in decision 7/CMA.3 より筆者作成

### (3) 国際的カーボン市場

パリ協定では、他国で実現した排出削減量を国際的に移転し、排出削減目標の達成に活用することを認めている。このことを規定する第 6 条については、2024 年の COP29 までに基本ルールは完成していると言われている(図表 5)。特に、6 条 2 項が規定する「協力的アプローチ」と呼ばれる、他国での排出削減量を自国の削減目標達成に活用する際のクレジット(Internationally Transferred Mitigation Outcomes:ITMOs)を政府が承認する際のルールが固まったことが大きい。具体的には、対象国の双方で削減として計上されること(二重計上)を避けるための「相当調整」を正確に実施し、かつ、クレジットの品質を担保する仕組みとして、把握されるべき情報や、報告のあり方、国際的な登記簿などについての枠組みが決定している。

COP30 では、これまでの議論を受けて、国際的カーボン市場を動かしていくために積み残されたいくつかの議論が行われると予想されている。1 つは、CDM(Clean Development Mechanism)をパリ協定 6 条 4 項の国連管理型クレジットへと移行させる際に、クレジットの品質を担保する仕組みである。CDM は京都議定書で定められ、実施されてきたものであり、パリ協定においても引き継がれることが期待されているものである。なお、これまで日本が独自に行ってきた「二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism: JCM)」は、6 条 2 項の協力アプローチの ITMOs 実施の方法論の 1 つに位置付けられる。

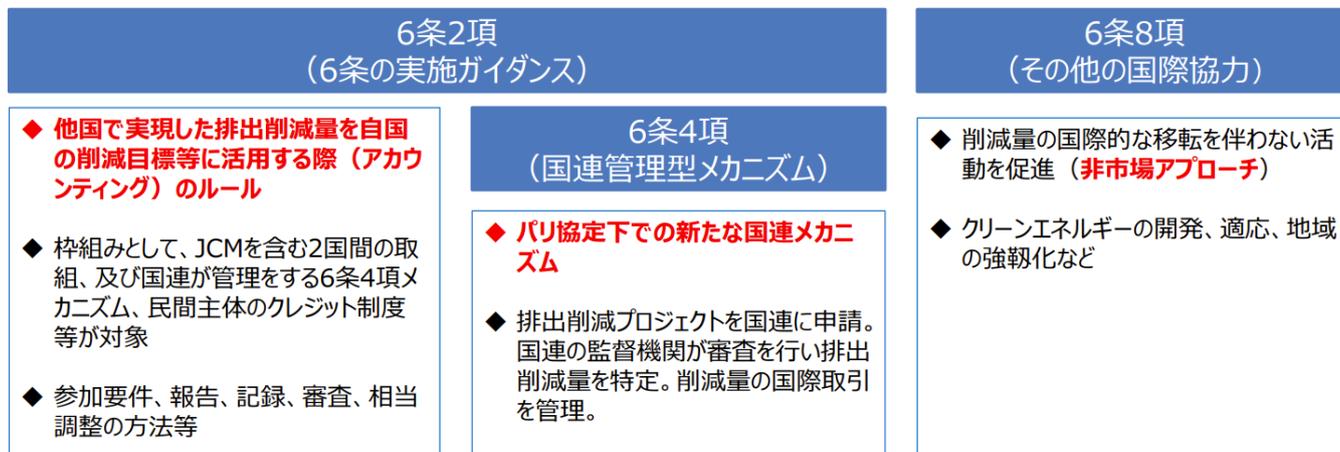
もう 1 つは、ネットゼロの実現に不可欠な CO<sub>2</sub> 除去(CDR)のクレジット<sup>13</sup>の詳細ルールである。具体的には、炭素の再放出リスクに対してクレジットの実効性を担保するためのルール設計が重要である。特に、6 条 4 項の国連管理型のメカニズムにおいて、事前に条約事務局から提案された 45 年という最低期間が、自然ベース CDR にとっては現実的ではないという批判<sup>14</sup>も出ており、COP30 での議論の帰結に注目が集まっている。

<sup>13</sup> PwC Intelligence (2025 年 8 月)「気候変動レポート Vol.11: 大気からの炭素除去・吸収-自然ベース CDR に長期的に取り組むことが肝要」

<sup>14</sup> IETA(2025 年 10 月 8 日)“Open letter on Article 6.4”(2025 年 10 月 15 日アクセス)

なお、前述の TFFF は、これまでの森林炭素クレジットとは異なり、炭素の削減・除去量を定量化して、支払いを受けるものではない。そのため、森林のクレジットと補完的な関係にあり、場所によって組み合わせることで、より高い保全効果を発揮することもできるだろう。

図表 5 パリ協定 6 条下での国際的カーボン市場の枠組み



(出所)経済産業省(2025年1月15日)「[パリ協定6条について](#)」

### 3. 新たなグローバルガバナンスの模索

このような国際情勢下で、気候変動を巡る新たなグローバルガバナンス構築を探る動きが見られる。米国がパリ協定から離脱する中で、中国のリーダーシップを期待する声も聞こえるが、中国は今のところ慎重な姿勢を崩していない。これまで気候変動交渉を引っ張って来た EU も、加盟国間の意見の相違をまとめ切れずにいる。こうした中で、議長国ブラジルが興味深い動きを見せている。具体的には、国連気候変動理事会の設立と、カーボンプライシングの国際連携の提案である。

#### (1) 国連気候変動理事会の提案

ブラジルはリオデジャネイロで開催された 2024 年の G20 首脳会合において、国連の中の新たな理事会として「Climate Change Council」を設置することを提案している(2026年の国連総会で提案予定)。国連において Council(理事会)と位置づけられているのは、安全保障理事会(Security Council)と経済社会理事会(Economic and Social Council)、そして現在は活動を中止している信託統治理事会(Trusteeship Council)の3つしかなかった。2006年には、国際連合人権理事会(Human Rights Council)が設けられたが、もし実現すれば、国連における5番目の理事会となる。

提案の背景には、UNFCCC(国連気候変動枠組条約)による交渉プロセスの実効性に対する不満がある。これまでも UNFCCC は全会一致方式を取っており合意形成が難しいことや、産油国などが議長を務めることができることなどが問題点として指摘されてきた。また、COP 開催方法についても、当初から NGO などに Observer としての参加を認めることで交渉を透明化し、交渉へプレッシャーをかけることが行われてきたが、近年は企業の参加も増え「万博化」していることへの批判もあり、ビジネスセクターの参加のあり方も問われている。こうしたことから、元国連事務総長ら<sup>15</sup>や EU<sup>16</sup>なども改善の提案を行ってきた。

<sup>15</sup> The Rome Club (2023) “An open letter to the UN Secretary General and COP Executive Secretary, Reform of the COP process – a manifesto for moving from negotiations to delivery” (2025年10月15日アクセス)

<sup>16</sup> Submission by Poland and the European Commission on behalf of the European Union and its Member States (2025年3月27日) “Arrangements for Intergovernmental Meetings – Increasing efficiency in the UNFCCC process, including the streamlining of the agendas of the governing and subsidiary bodies” (2025年10月15日アクセス)

提案されている気候変動理事会は、UNFCCC とは異なる機能を持つことが期待される。具体的には、ハイレベルの政治的な意向の反映、非政府アクターの参加・巻き込みなどにより、気候変動対策を加速させることが期待される。生物多様性条約や砂漠化対策条約など、関係する条約との連携も視野に入ってくる。

一方で、UNFCCC プロセスとの重複・混乱を招かないよう、限られたリソースを UNFCCC に集中させるべきだという意見もある<sup>17</sup>。本稿で解説しているようなブラジルの COP30 における様々な仕掛けからは、既存の UNFCCC プロセスの中でも可能なことは多いという印象も受ける。2024 年の G20 での構想発表以来、ブラジルは気候変動理事会について沈黙を続けており、COP30 のタイミングで何らかの動きがあるのか注目される。

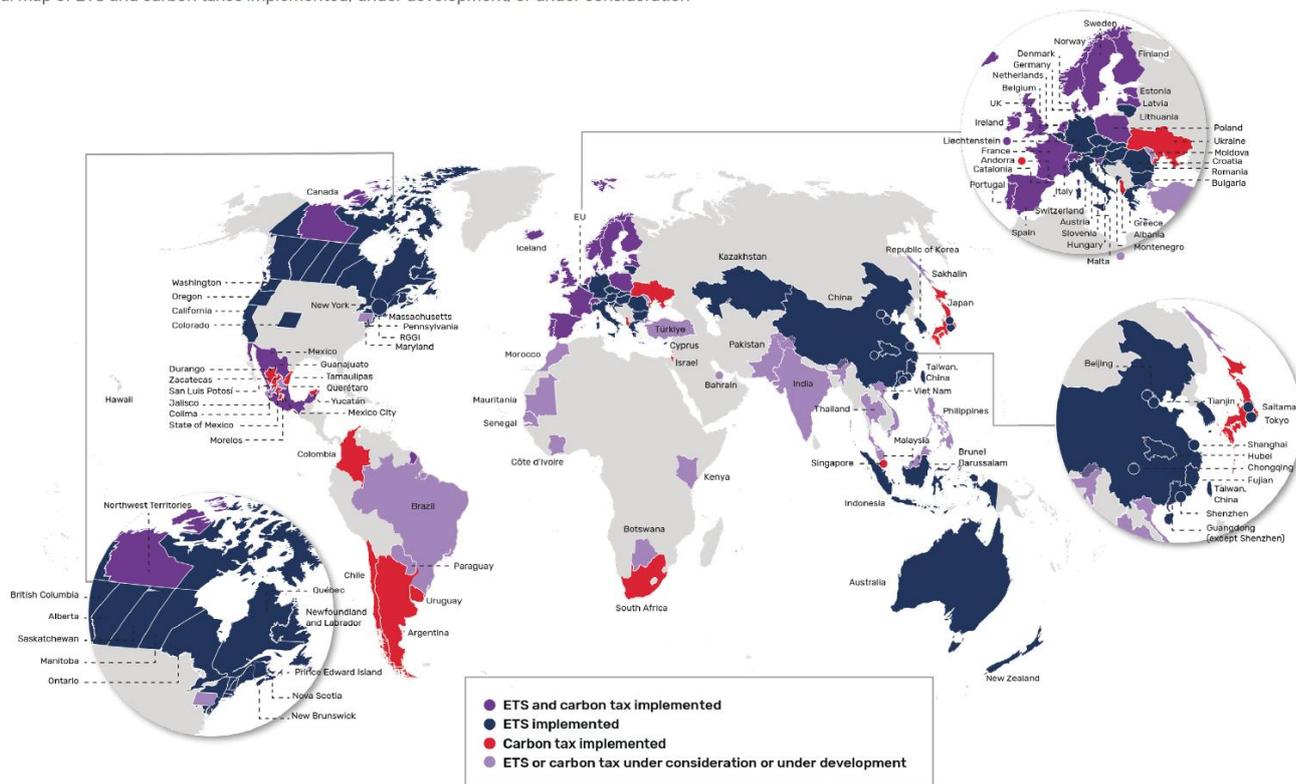
## (2) Global Carbon Pricing の提案と実装化

もう1つ、気候変動対策のための経済の転換の点で重要なのは、世界の国や地域で導入されているカーボンプライシング(炭素価格制度)の国際的な連携である。

世銀の調査によると、排出権取引および炭素税の制度の数は着実に増加している。2025 年の国および地域単位でのカーボンプライシング制度は 80 となり、すでに世界の 3 割弱の GHG 排出量がカバーされている。今後もインド、ブラジル、タイ、マレーシア、ベトナムなどで導入が予定されており、さらなる拡大が予測される(図表 6)。

図表 6 排出権取引および炭素税の導入・検討状況

FIGURE 2  
Global map of ETS and carbon taxes implemented, under development, or under consideration



(出所) World Bank(2025) “State and Trends of Carbon Pricing 2025”

カーボンプライシング制度が世界で拡大しているのは、各国における気候変動政策の成果でもあるが、EU の国境炭素メカニズム(Carbon Border Adjustment Mechanism:CBAM)の影響も大きい。CBAM とは、EU 域内のカーボンプライシングとして導入された排出量取引制度(EU ETS)に基づき、EU 域内で生産される対象製品に

<sup>17</sup> Martins, Maria and Franziska Petri. 2025. “Rethinking Climate Governance? Evaluating Brazil’s Proposal for a Climate Change Council.” ENSURED Policy Brief 6(2025 年 10 月 15 日アクセス)

課される炭素価格に対応し、域外から輸入される対象製品に同様の価格を課す制度である。2021年7月に案が発表され、2023年からの移行期間を経て、2026年から本格運用が始まる予定である。

CBAMは、EU-ETSにおける重工業への排出量の無償割り当てが終了し、重工業の炭素負担が始まるのに合わせて導入のタイミングが決まっており、国内の産業保護の意味合いが強かった。しかし、EUの貿易相手国からすれば、EUに税金として徴収されてしまうのであれば、国内で課金・徴税して、環境や社会的投資の財源とした方がよい。その結果、日本のGX-ETS制度の設立など、多くの国や地域でのカーボンプライシング制度の導入を加速させることになったのである。

さらに注目すべきは、カーボンプライシング制度の調和・統合させる動きがあることである。冒頭述べたように、何らかのカーボンプライシング制度を持つ国は増えているが、対象となる品目や税率などは異なることが多い。そのため、可能な限り内容をすり合わせ、いわば1つの「脱炭素経済圏」として統合していくことが有効になる。具体的には、EUはCBAMとインドのETS制度を統合することを表明している<sup>18</sup>。

さらには、ブラジルはCOP30において、「Open Coalition for Carbon Market Integration」を提案することを明らかにしている<sup>19</sup>。ブラジルは2024年12月に排出権取引制度についての法律を可決しており、これを他の経済圏と結合させることを目指して、かねてより、中国やEUへの呼びかけを行っていることが報道されていたところであった<sup>20</sup>。巨大な「脱炭素経済圏」の出現の可能性に注目したい。

#### 4. まとめ:「実行」に向けた動きは止まらない

気候変動を巡る国際動向においても、米国において第2期トランプ政権が成立したことの影響は大きい。ビジネス界においても、動揺が広がっていることも確かである。一方で、議長国ブラジルがリードする取り組みからは、COPプロセス枠組みの中でもその実効性を高める余地があることを示すとともに、UNFCCCを超えた新たな国際枠組みの構想が垣間見える。

本稿執筆時点ではその帰結を見通すことはできないが、温暖化対策の実行の加速を目的とした議論であることに注目する必要がある。つまり、これまでのCOPの議論は、国レベルでのNDCの設定などより高い目標を掲げる「野心」に注目が集まりがちであった。政策的な目標設定は重要であるが、反対に国内政治の影響を受けやすいという弱点がある。こうした中で、対策を加速させることの実質的な重要性に加えて、戦略的な意味で「実行」が強調されているように見える。

同時に「適応」に注目が集まっていることから分かるように、企業にとっても気候変動の物理的リスクが無視できなくなりつつある。加えて、先進国から途上国へ様々な経路で拠出される気候変動資金が1.3兆米ドルに届かなかったとしても、先進国や中国も含めれば、エネルギー転換や持続可能な農林業への転換など、はるかに巨額な投資機会<sup>21</sup>が姿を現していることにこそ注目しなければならない。このように見ると、COP30がテーマにしている気候変動対策の「実行」は、個々のビジネスに直結するかたちで、着実に進んでいくと見るべきであろう。

<sup>18</sup> BDTVProfit(2025年9月17日記事)「[EU To Integrate India's Carbon Credit Scheme Into CBAM Framework](#)」(2025年10月15日アクセス)

<sup>19</sup> COP30 Brazil ホームページ(2025年10月7日記事)「[Brazil proposes global integration of carbon markets at COP30](#)」(2025年10月15日アクセス)

<sup>20</sup> Financial Times(2025年9月3日記事)「[Talk of a global carbon pricing scheme grows louder ahead of COP30](#)」(2025年10月15日アクセス)

<sup>21</sup> 先進国および中国、そしてその他の新興・途上国が自国で拠出する資金を合わせると、気候変動対策に必要な金額は2030年までに6.3~6.7兆米ドル/年と試算されている。IHLEG 前掲レポートによる。

**相川 高信** シニアマネージャー

**挟間 優治** マネージャー

PwC Intelligence  
PwC コンサルティング合同会社

PwC Intelligence 統合知を提供するシンクタンク  
<https://www.pwc.com/jp/ja/services/consulting/intelligence.html>

PwC コンサルティング合同会社  
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー Tel: 03-6257-0700

©2025 PwC Consulting LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors